

## 「JDLIBEX 給与」の設定変更のご案内

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

健康保険料率および介護保険料率が平成30年3月分（4月納付分）から改正されます。

これに伴い、下記手順にて「JDLIBEX 給与」の健康保険料率の変更をお願いいたします。

1. 「メニュー」「基礎情報」「税率・料率変更」「8.社会保険料率」をクリックします。
2. 【社会保険料率】の健康保険ならびに介護保険の欄を下記のように変更してください。

健康保険料率は兵庫県を選択の上、下記のように変更してください。

【社会保険料率】		健康保険・介護保険：標準(兵庫県)			厚生年金・年金基金：標準		
保険の種類	適用開始日	保険料率 (1000分の)			被保険者負担率 (1000分の)		
健康保険	平成30年 3月 1日	下記の都道府県別料率参照					
介護保険	平成30年 3月 1日	15.7000			7.8500		
厚生年金	平成30年 3月 1日	192.0000			01.5000		
厚生年金基金	平成 年 月 日	0.0000			0.0000		

  

【健康保険の都道府県別料率】							
番号	都道府県	保険料率 (1000分の)			被保険者負担率 (1000分の)		
		一般	基本	特定	一般	基本	特定
28	○兵庫県	101.0000	64.9000	36.1000	50.5000	32.4500	18.0500

3. 設定が終わりましたら「確定(改行)」「キャンセル」をクリックし、メニュー画面に戻り「基礎情報」「社会保険料更新」で、変更した保険料率が表示されていることを確認のうえ、「健康保険、介護保険の保険料を更新しますか」「1.する」を指定し「確定(改行)」をクリックしてください。
4. 「基礎情報」「社員情報登録」で、変更後の料率で社会保険料が計算されていることを確認してください。

日本年金機構から届いた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」により各社員の標準報酬月額を確認し、社員情報の「標準報酬月額」欄に入力してください。

未入力の場合、保険料は連動しません。

上記料率は、平成30年3月分（4月納付期限）から適用されますので、3月以降に支給される賞与及び、4月支給の給料より徴収する分からの変更となります。

何かご不明な点がございましたらご連絡ください。